

法令名	遊漁船業の適正化に関する法律		法令の番号	昭和 63 年 12 月 23 日 法律第 99 号	
不利益処分の種類	遊漁船業団体の指定の取消し		根拠条項	第 23 条	
処 分 基 準	遊漁船業団体が、第 22 条の規定による命令に違反したとき				
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課
					目次 NO 36